

令和 年 分

農業収支ノ一卜

氏 名 : _____

住 所 : _____

電話番号 : _____

このノートに記載した金額を「収支内訳書（農業所得用）」に転記することで、「収支内訳書（農業所得用）」を作成することができます。

※ 農産物の棚卸高など、別に計算が必要な項目もあります。

記載されている項目や「事業割合」は、あくまでも例示です。

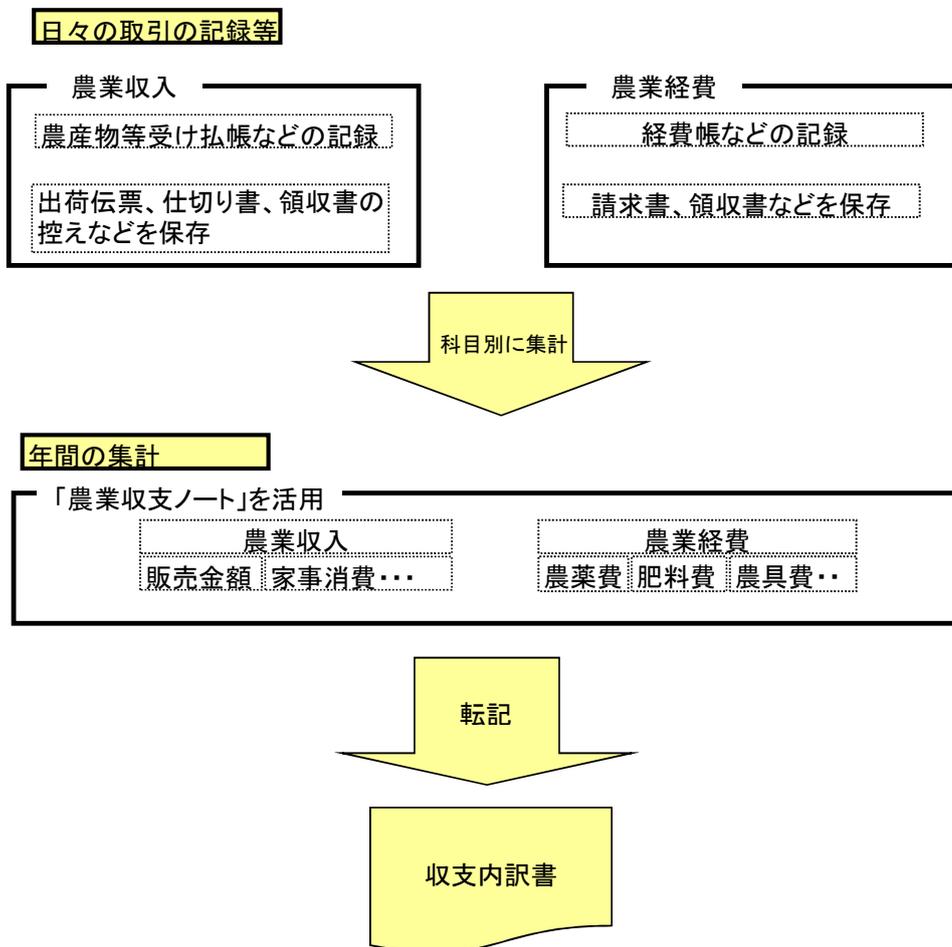
不適当な場合は、修正を加えて使用してください。

必要経費になるのは、あくまでも農業に使用している部分のみです。

※生活費は必要経費となりませんので、ご注意ください。

普段の生活と農業といずれにも使用している場合（固定資産税、光熱水費、車など）には、合理的な方法で農業部分で使用している割合を算出してください。

（参考）収支計算の手順



※ 帳簿書類は、5年間（収入金額や必要経費を記載した帳簿は7年間）保存する必要があります。

※ 収支内訳書は、確定申告書に添付して提出する必要があります。

※ 収入金額が1千万円を超える方は、消費税の課税事業者となる場合があります。

詳しくは、税務署にお尋ねください。

一般的な収入・支出(必要経費)の一覧表

	科目	科目に分類される具体例
収入	① 販売金額	米・青果物等農産物及び畜産物の販売代金・販売未収金
	② 家事・事業消費	家事消費・種籾等事業消費費用によせた農産物の見積金額
	③ 雑収入	米の精算金、くず米・中米販売代金、 県・市からの転作等補助金・奨励金、農業共済金、 作業受託料金、出荷奨励金、農業関係補助金・補償金等
必要経費	⑧ 雇人費	農作業に従事した雇人の給料（家族分を除く）・まかない費
	⑨ 小作料・賃借料	地主に支払う田畑等農地の借料、作業委託料、 カントリー等施設利用料、農機具等リース料
	⑩ 減価償却費	建物・農機具・車両など取得価格が10万円以上のもので、 1年を超えて使用するものの償却額
	⑪ 貸倒金	貸し倒れとなった売掛金など
	⑫ 利子割引料	農業のために借り入れた資金の支払い利息
	イ 租税公課	農業用の固定資産税、自動車税(取得税・重量税含む)、 JA賦課金、農政対策費、水利費、各種部会費や諸負担金など
	ロ 種苗費	種もみ、苗木などの購入費用
	ハ 素畜費	子牛、子豚などの取得費および種付料
	ニ 肥料代	化学肥料、たい肥などの購入費用
	ホ 飼料費	飼料購入費用
	へ 農具費	鎌・クワ・スコップ・噴霧器・草刈機等の農具・道具・部品等で 購入価格が10万円未満のもの
	ト 農薬衛生費	農薬の購入費用、航空防除費、共同防除費
	チ 諸材料費	ビニール・縄・テープ・支柱・針金など
	リ 修繕費	農機具及び農業用車両の修理・整備代金、 車検(修理部分)代金、農業用建物の修理代金
	ヌ 動力光熱費	農業用に使用した電気・軽油・灯油・ガソリン・ 水道・ガス・オイル代金等
	ル 作業用衣料費	農業用に使用した作業衣・合羽・長靴・軍手等の購入費用
	ヲ 農業共済掛金	水稻・果樹・農機具・ハウス等への共済掛金
	ヾ 荷造運賃手数料	出荷の際の包装費用・支払運賃、農協や市場への出荷手数料
	カ 土地改良区費	土地改良区費
	ヨ ツ	その他・雑費

収入の部

①販売金額

分類・部門		月 日	袋・箱・kg数	備考(品種・販売先等)	金 額
米	J A出荷分	/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
	自己販売	/			
		/			
		/			
		/			
/					
/					
野菜・その他	J A出荷分	/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
①販売金額					

※ 注意点

- 米の売上げは、通帳だけでなく通知、伝票などでも確認する。
- 野菜等の売上げは、手数料等の引き落とし前の金額で記入すること。
- 縁故米、贈答用等は次の自家消費欄に記入する。
- くず米代金、米の清算金等は、雑収入に記載する。

②家事消費・事業消費

分類	品種・種類	袋・kg数等	見積単価	金額
米				
種子				
野菜				
その他				
②家事消費・事業消費				

※ 飯米及び贈答用米・縁故米など無償で供与したのもも記載すること。

※ 見積単価は、その物の販売した場合の平均金額等を記入する。

③雑収入

項 目		月 日	適用・内訳・相手先	金 額
米 関 連 収 入	自主流通米等の精算金	/		
	加工用米等の精算金	/		
	くず米・中米販売代金精算金	/		
	カントリーエレベーター(CE)精算金	/		
	ワラ・籾殻販売代金	/		
	特別栽培米精算金	/		
		/		
		/		
野 菜	価格補償金	/		
	各種栽培助成金(県・市・JA)	/		
		/		
作 業 受 託 収 入		/		
		/		
		/		
		/		
		/		
そ の 他	共済組合無事戻し金	/		
	受取作物共済金	/		
	農薬・肥料等購入助成金	/		
	リース助成金	/		
		/		
	地域とも補償補助金	/		
	生産調整関連助成金	/		
	野菜価格補償金	/		
	戸別所得補償交付金	/		
		/		
	/			
③雑収入				

経費の部

⑧雇人費（現金や物品で支払ったもの）

作業内容	月 日	支払い相手・人数等	支払い単価	支払金額
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
⑧雇人費				

⑨小作料・賃借料（小作料や作業委託料金、施設の利用料金）

項 目	月 日	内訳・支払先(住所氏名)	支払金額
小 作 料	/		
	/		
	/		
	/		
作 業 委 託 料	/	耕起	
	/	代かき	
	/	田植え	
	/	刈取り	
	/	乾燥・調整	
	/		
施設利用料	/	カントリー利用料	
	/	ライスセンター利用料	
	/		
	/		
農機具等リース料	/		
	/		
	/		
そ の 他	/		
	/		
⑨小作料・賃借料			

⑩ 減価償却資産台帳

※平成19年4月1日以後に取得した場合は(A)×②×③となります。

資産番号	機種資産名	取得価格 (A)	償却基礎金額① (A) × 0.9	取得年月			現在年数	耐用年数	償却率 ②	償却期間 ③	本年償却費 (B) ※①×②×③	事業専用 (C) 割合%	本年度経費算入額 (B) × (C)	未償却残高 <small>前年末償却残高 - 本年度経費算入額</small>
				元号	年	月								
1	作業場						15		/12					
2	倉庫						15		/12					
3	ビニールハウス						10		/12		100%			
4	ビニールハウス						10		/12		100%			
5	トラクター						7		/12		100%			
6	ドライブハロー						7		/12		100%			
7	播種機						7		/12		100%			
8	田植機						7		/12		100%			
9	乾燥機						7		/12		100%			
10	糶摺機						7		/12		100%			
11	耕うん機						7		/12		100%			
12	管理機						7		/12		100%			
13	防除機						7		/12		100%			
14	スピードスプレア						7		/12		100%			
15	軽トラック						4		/12					
16	普通トラック						5		/12					
17									/12					
18									/12					
19									/12					
20									/12					
21									/12					
22									/12					
23									/12					
24									/12					
25	一括償却資産								/12					
合計											⑩ 減価償却費			

※ 減価償却費のワンポイント

1) 取得価額、耐用年数、償却率とは？

取得価額とは、その機種の購入代金です。

これに加え購入の経費(引取り運賃・購入手数料など)がある場合は、合計します。

耐用年数は、その償却資産の種類により定められています。

償却率は、耐用年数により定められています。

2) 中古農機を購入した場合は？

(1) 法定耐用年数の全部を経過したもの

$$\text{法定耐用年数} \times 20\% = \text{耐用年数}$$

(2) 法定耐用年数の一部を経過したものについて

$$\text{法定耐用年数} - (\text{経過年数} \times 80\%) = \text{耐用年数}$$

(例) 中古のトラクターを購入した場合 (トラクターの法定耐用年数：7年)

$$\textcircled{1} \text{ 10年経過したトラクター} \quad 7\text{年} \times 20\% = 1.4\text{年} \Rightarrow 2\text{年}$$

$$\textcircled{2} \text{ 3年使用したトラクター} \quad 7\text{年} - (3\text{年} \times 0.8) \\ 7\text{年} - 2.4\text{年} = 4.6\text{年} \Rightarrow 4\text{年}$$

※ 1年未満の端数がある時は、その端数を切り捨てます。

※ 計算結果で年数が2年に満たない場合には、2年とします。

3) 一括償却資産とは？

10万円以上20万円未満の減価償却資産については、その減価償却資産の全部または特定の一部を一括し、その一括した減価償却資産の取得価額の合計額をその業務の用に供した年以後3年間の各年分において合計額の3分の1に相当する金額を必要経費に算入することができます。

$$\text{(例) 15万円で購入した管理機の必要経費} \quad 15\text{万円} \div 3\text{年} = 5\text{万円/年}$$

4) 資本的支出の修繕費の取り扱い

修繕費(建物・農機具等)で、20万円以上の出費のあったものについては、その資産評価を高めたということで、減価償却費に算入すべきケースがあります。

17ページをご覧ください、該当するケースがある場合はおたずねください。

減 価 償 却 費 の 計 算

農業の用に供する資産は、購入した年分の必要経費に一括して計上するのではなく、減価償却という方法により、一定の年分に按分して必要経費に計上します。

なお、平成19年3月31日以前に取得した資産と平成19年4月1日以後に取得した資産では、減価償却の方法が異なりますのでご注意ください。

○減価償却の計算で使用する各科目の内容及び償却の計算方法

	平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産 (旧定額法)	平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産 (定額法)
① 取得価格	取得した金額	
② 償却の基礎となる金額	① 「取得価格×0.9 (90%)」の金額	取得価格
	② 取得価格の95%まで減価償却が終了した年の翌年以降、未償却残高(残りの5%)を5年間にわたって均等償却を行う場合 「取得価格×0.05 (5%)」の金額	
耐用年数	次の主な減価償却資産の耐用年数及び償却率表のとおり	
③ 償却率	次の主な減価償却資産の耐用年数及び償却率表のとおり	
④ 本年中の償却期間	本年中において農業に使用した月数	
⑤ 事業専用割合	農業用と家事用に共用している場合、農業で使用している割合を記入する。	
⑥ 本年分の必要経費算入額	① ②×③×④×⑤ で計算した金額	②×③×④×⑤ で計算した金額
	② 取得価格の95%までの減価償却が終了した年の翌年以後、未償却残高(残りの5%)を5年間にわたって均等償却を行う 「(取得価格×5%-1円)÷5年」	

○主な減価償却資産の耐用年数及び償却率表

平成21年分から農業用減価償却資産の資産区分が整理され、さらに耐用年数が変更となりました。

多くの農業用減価償却資産の耐用年数が、平成20年分までの耐用年数と異なりますのでご注意願います。

建 物

構造・用途	細 目	耐用年数	償却率	
			旧定額法	定額法
木造・合成樹脂造のもの	店舗用、住宅用	22	0.046	0.046
	倉庫用、作業場用	15	0.066	0.067
木骨モルタル造のもの	店舗用、住宅用	20	0.050	0.050
	倉庫用、作業場用	14	0.071	0.072
れんが造・石造ブロック造のもの	店舗用、住宅用	38	0.027	0.027
	倉庫用、作業場用	34	0.030	0.030

車両・運搬具

構造・用途	細 目	耐用年数	償却率	
			旧定額法	定額法
一般用のもの	軽自動車・軽トラック	4	0.250	0.250
	普通貨物	5	0.200	0.200
	普通ダンプ式貨物	4	0.250	0.250
	2輪自動車	3	0.333	0.334
	フォークリフト	4	0.250	0.250

農業用償却資産

区分	種類	構造又は用途	例	耐用年数	償却率	
					旧定額法	定額法
構築物	農林業用のもの	コンクリート造・れんが造・石造・ブロック造	用水路、農用井戸、サイロ	17	0.058	0.059
機械及び装置	農業用設備	旧種類	旧細目	7	0.142	0.143
		トラクター	乗用型トラクター			
		耕うん整地用機具	耕うん機、管理機、ロータリー、ハロー、代掻機、うねたて機			
		栽培管理用機具	堆肥散布機、田植機、育苗機、スプリンクラー、暖房機			
		防除用機具	スピードスプレー、噴霧器、土壌消毒機			
		収穫調整用機具	自脱型コンバイン、バインダー、野菜洗浄器、掘取機、初搾機、乾燥機、コンテナ、ライスグレーダー			
	ビニールハウス	構築物にならないもの		10	0.100	0.100

平成20年分までは、農業用機械の構造又は用途等により区分し、耐用年数もそれぞれ異なっていたましたが、平成21年分から農業用設備として一括りにし、耐用年数は7年になりました。

◎その他の経費

イ. 租税公課 (農業に関して納付した税、会費・賦課金・諸負担金など)

項 目		支払月日	内容・明細		専用割合	金 額	
固定資産税 <small>(納付書に同封の課税明細から計算する)</small>	農地	/					
		/					
	農用施設	/					
		/					
J A 賦課金		/			100		
J A 農政対策費		/			100		
各種部会費		/			100		
		/			100		
		/			100		
		/			100		
小計							
項 目	単価内容細目	支払月日	台数	支払額	専用割合 (%)	金 額	
自動車税	トラクター	2,400円	/			100	
	コンバイン	2,400円	/			100	
	軽トラック		/				
			/				
			/				
			/				
損害保険料	作業場格納庫 火災共済 (掛捨部分)		/				
			/				
	自賠責共済		/				
			/				
	自動車 任意共済		/				
			/				
賦課金等			/				
			/				
			/				
			/				
小計							
イ. 租税公課							

※固定資産税については、納税通知書に同封された固定資産税課税明細書で計算します。

税額は「課税標準額」に税率 (1.4%) をかけて求めることができます。

ただし、事業利用分が対象となるため、家屋分は原則含まれません。

ロ. 種苗費

分類	項目	支払月日	内訳(数量・単価)・支払先	支払金額
米		/		
		/		
		/		
		/		
	ライスセンター利用料	/		
野菜		/		
		/		
		/		
		/		
その他		/		
		/		
		/		
		/		
ロ. 種苗費				

ニ. 肥料費

分類	項目	支払月日	内訳(数量・単価)・支払先	支払金額
米		/		
		/		
		/		
		/		
		/		
野菜		/		
		/		
		/		
		/		
その他		/		
		/		
		/		
		/		
ニ. 肥料費				

ト. 農薬衛生費 (購入した農薬及び共同防除費等)

分類	項目	支払月日	内訳・支払先	支払金額
米	育苗用農薬費	/		
		/		
		/		
	水稻用除草剤	/		
		/		
		/		
	病虫害防除薬	/		
		/		
		/		
			/	
		/		
		/		
	共同防除費	/		
	航空防除代金	/		
野菜		/		
		/		
		/		
		/		
		/		
		/		
		/		
		/		
		/		
		/		
その他		/		
		/		
		/		
		/		
		/		
ト. 農薬衛生費				

リ. 修繕費(20万円以下の修繕費……20万以上は「※」を参照)

分類	機種名	支払月日	内訳・支払先			支払金額
農 機 具		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
分類	機種名	支払月日	内訳・支払先	支払金額	事業割合	必要経費
車 輛 関 係		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
建 物 関 係 他		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
リ. 修繕費						

※ 修理の周期が3年以内→修繕費 明らかに価値や耐久性を増す→減価償却 通常の維持管理→修繕費
 災害等により損したものを原状に復するもの→修繕費 60万円未満又は前年末取得価格の10%以下→修繕費
 上記に該当しない際は、問合せてください。

ヌ. 動力光熱費

月	電気料 (動力)			電気料 (一般)			水道料		
	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費
1		%			%			%	
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
合計									

月	ガソリン代			灯油代			軽油代		
	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費
1		%			%			%	
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
合計									

月	混合油			その他()			その他()		
	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費
1		%			%			%	
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
合計									

ヌ. 動力光熱費

※事業利用分が経費対象となるため、普段の生活と農業といずれにも使用している場合には、合理的な方法で農業部分で使用している割合を算出してください。

ル. 作業用衣料費

購入衣類名	支払月日	内訳・支払先	支払金額
作業服、軍手	/		
雨具	/		
長靴	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
ル. 作業用衣料費			

ヲ. 農業共済掛金

項目	支払月日	内訳・備考	支払金額
水稻共済掛金	/		
園芸施設共済	/		
	/		
	/		
農機具等 共済掛金	/		
	/		
	/		
	/		
ハウス共済掛金	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
ヲ. 農業共済掛金			

ワ. 荷造運賃手数料 (出荷に関する経費やその資材・手数料等)

項目	支払月日	内訳・支払先	支払金額
米紙袋代	/		
	/		
	/		
米出荷対策費	/		
	/		
	/		
野菜出荷資材 (段ボール・クラフトテープ等)	/		
	/		
	/		
出荷手数料	/		
	/		
	/		
野菜販売対策費	/		
	/		
	/		
その他出荷経費	/		
	/		
	/		
ワ. 荷造り運賃手数料			

カ. 土地改良区費 (各土地改良区・水利組合等へ納めた額)

項目、該当改良区	支払月日	内訳	支払金額
___土地改良区費	一期		
	二期		
___土地改良区費	一期		
	二期		
カ. 土地改良区費			

ヨ～ソ. その他

(ヨ～ソについては、必要に応じて項目を作成します。下記は例です。)

月	通信・図書費(電話代)			通信・図書費(日本農業新聞)			通信・図書費(果樹通信)		
	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費
1		%			%			%	
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
合計									

月	通信・図書費(電話代)			通信・図書費(日本農業新聞)			通信・図書費(果樹通信)		
	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費
1		%			%			%	
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
合計									

月	通信・図書費(電話代)			通信・図書費(日本農業新聞)			通信・図書費(果樹通信)		
	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費
1		%			%			%	
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
合計									

ヨ.

※事業利用分が経費対象となるため、普段の生活と農業といずれにも使用している場合には、合理的な方法で農業部分で使用している割合を算出してください。

項 目	支払月日	内訳・支払先	支払額	事業割合	必要経費
地域とも補償基金拠出金	/				
	/				
	/				
	/				
	/				
	/				
	/				
※ 支払金額の全額が必要経費とならないものもあります。注意しましょう。					
タ.					
技術研修費・講習会会費	/				
	/				
	/				
	/				
レ.					
共同作業打合せ等の諸経費	/				
	/				
	/				
ソ.					

ツ. 雑 費 (各項目の分類が出来ないもの、当てはまらないもの)

項 目	支払月日	内訳・支払先	支払額	事業割合	必要経費
	/				
	/				
	/				
	/				
	/				
	/				
ツ. 雑費					